加納高等学校長

校則(服装規定)の改定について

春分の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃は本校の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、生徒が高校生活を主体的に考える取り組みとして、令和4年2月に「制服以外の服装を可」とする「服装規定」の改定、令和5年の4月に「昼休みのスマホ使用を可」とする「スマホ使用規定」の改定を生徒会主体で行ってきました。そして、この度「服装規定」を化粧や頭髪等を含む「身だしなみ規定」に名称変更し、化粧や頭髪についても、主体的に自分で判断できるよう、下記のとおり規定を改定しましたのでお知らせいたします。

この、「身だしなみ規定」の改定については、生徒へアンケートを行うとともに、生徒の意見を聴く場として「加納みらい座談会」の開催、PTA役員や学校運営協議会の方々から御意見をいただくなど、一年余りをかけて生徒会執行委員会とともに検討を重ねてまいりました。

なお、「身だしなみ規定」につきましては、毎年見直しを行う機会を設けるとともに、生徒の意見を反映 して規定の改定等ができるよう「生徒心得」に定めております。詳細につきましては、ホームページを御覧 ください。

記

- 1 新規定の適用開始日 令和6年4月1日(月)
- 2 「服装規定」の主な改定内容

新	IB
身だしなみ規定(名称変更)	服装規定
3 その他	3 その他
(1) 頭髪及び化粧については、学校生活にふさわし	(1) 頭髪については、不必要な染色・パーマはしないこ
いものとする。	と。
(2) ピアス、ネックレス、指輪等のアクセサリーは	(2) 化粧及び学校生活に不必要な装身具はしないこと。
しないこと。	

3 「身だしなみ規定」等のホームページ掲載アドレス

https://school.gifu-net.ed.jp/kano-hs/life/rule.html